

地域伝統芸能全国大会
「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会いしかわ」実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会いしかわ」実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の本部事務局は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター（東京都中央区東日本橋二丁目2番12号東日本橋榎町ビル5階）に、開催県事務局は石川県観光戦略推進部内に置く。

（目的）

第3条 本会は、地域伝統芸能全国大会「地域伝統芸能による豊かなまちづくり大会いしかわ」（以下「全国大会」という。）の円滑な開催を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）全国大会の企画、運営及び終結業務に関すること。
- （2）その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第5条 本会は、全国大会を主催する一般財団法人地域伝統芸能活用センター、石川県及び金沢市並びに関係団体等をもって構成する。

第2章 役員

（役員）

第6条 本会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 2名
- （3）委員 15名
- （4）監事 2名

2 委員長は、石川県副知事を、副委員長は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター理事長及び金沢市副市長を充てる。

3 委員は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター業務第二部長、国土交通省北陸信越運輸局企画観光部長、経済産業省中部経済産業局産業部長、石川県商工会議所連合会専務理事、石川県商工会連合会専務理事、公益社団法人石川県観光連盟副理事長、社団法人石川県物産協会専務理事、一般社団法人日本旅行業協会中部支部石川地区委員会委員長、一般社団法人全国旅行業協会石川県支部支部長、石川県教育委員会教育長、石川県県民文化局長、石川県商工労働部長、石川県観光戦略推進部長、金沢市経済局長及び金沢市都市政策局長を充てる。

4 監事は、公益社団法人日本観光振興協会副理事長及び石川県出納室長を充てる。

（職務）

第7条 委員長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、会計その他の事務を監査する。ただし、公益社団法人日本観光振興協会副理事長は一般会計の監査を行い、石川県出納室長は地方事業特別会計の監査を行うこととする。

(任期)

第8条 役員の任期は、本会の目的が達成されるまでとする。ただし、特別の理由があるときはこの限りではない。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置く。

2 顧問は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター会長、国土交通省北陸信越運輸局長、経済産業省中部経済産業局長、石川県知事及び金沢市長を充てる。

3 顧問は、会議に出席し、意見を述べるができるとともに、重要な会務については委員長の諮問に応じる。

4 第8条の規定は、顧問の任期についても準用する。

(幹事会)

第10条 本会に幹事会を置く。

2 幹事会は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター、石川県及び金沢市に所属する者をもって構成する。

3 公演プログラム等に関する専門的助言を得るために、伝統芸能に精通したアドバイザーを置く。

4 第8条の規定は、幹事及びアドバイザーの任期についても準用する。

(幹事長)

第11条 幹事会に、幹事長を置く。

2 幹事長は、委員長が委嘱する。

第12条 幹事会は委員長の指示に基づき、全国大会の企画、運営に関し、連絡、調整及び協議を行う。

第3章 事務局

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、本部事務局を一般財団法人地域伝統芸能活用センター内に、開催県事務局を石川県観光戦略推進部内に設置し、それぞれ本部事務局長、開催県事務局長を置く。

2 本部事務局長は、一般財団法人地域伝統芸能活用センター総務部長を充てる。

3 開催県事務局長は、石川県観光戦略推進部首都圏戦略課長を充てる。

4 その他、事務局運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 会議

(役割)

第14条 会議は、次の事項について議決する。

- (1) 企画・運營業務についての重要事項に関すること
- (2) 会則の変更に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) その他重要な事項に関すること

(招集)

第 15 条 会議は、委員長が必要と認めたとき、委員長が招集する。

(構成)

第 16 条 会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 監事は会議に出席し、意見を述べることができる。

(議決)

第 17 条 会議の議事は、出席する副委員長及び委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決定する。

(専決処分)

第 18 条 委員長は、会議を招集するいとまがないときは、会議で議決すべき事項を専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告しなければならない。

第 5 章 会計

(経費)

第 19 条 本会の経費は、負担金、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 本会の事業推進のため、一般会計及び地方事業特別会計を設ける。

(会計期間等)

第 20 条 本会の会計期間は、平成 2 5 年 4 月 1 日に始まり、解散の日をもって終わる。

2 本会の会計に必要な事項は、委員長が別に、会計規程を定める。

第 6 章 解散

(解散)

第 21 条 本会はその目的が達成されたときに解散する。

(剰余金、欠損金)

第 22 条 本会の解散の際の収支決算において、剰余金が生じたときは、会議の議決を経た上で公益の用に供するものとし、欠損金が生じたときは、会議で協議の上、処理するものとする。

第 7 章 補足

(委任)

第 23 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。